

監査報告書

2023年 5月18日

学校法人 葛谷学園

理事会 御中

監事 足立 忠 

監事 四井 清裕 

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監査報告を行うため、学校法人葛谷学園の寄附行為第 7 条の規定に従い、学校法人葛谷学園の令和 4 年度(令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで)の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

以上